

西本願寺文書（本願寺史料研究所保管「本願寺文書」）の中に、「長州清光寺一件」（注1）と称する史料群がある。これらは同じ文言などが墨書きされた木箱（概ね縦六三cm、横三五cm、高さ二〇cm）に納められており、その殆どが安政期の西本願寺による長州萩清光寺の取り締まりに関する史料である（注2）。清光寺は興正寺（西本願寺末）の末寺であり、周防・長門両国の録所を務めた。

本稿では「長州清光寺一件」の内より、右の取り締ま

「長州清光寺一件」における末寺請書 ——近世寺院の組合をめぐって——

上野 大輔

はじめに

りの過程で防長の末寺が提出した請書（注3）を中心に取り上げる。この請書は組合ごとに提出されており、寺院の編成形態を知る上でも貴重な手がかりとなる。以下では、まず組合をめぐる研究状況を確認しておき、その上で史料の具体的な分析に移ることとする。ところで西本願寺によるこの取り締まりは、当時の教団運営の在り方を究明する上でも、また慶応期のいわゆる風儀改正運動（注4）の一前提としても興味深い事件であるが、その包括的な検討は機会を改めて行い、本稿では必要な範囲で論及するにとどめたい。

一 組合研究の動向と課題

本稿で述べる組合とは、一定の地域内の諸寺院により構成された組織であり、史料上でも概ね「組合」「：組」（「：」には地名等が入る）として確認される。その内

本願寺史料研究所報

41号

発行所	本願寺史料研究所
電話	〒六〇〇一八二六八
発行者	京都市下京区七条大宮上ル
所長	龍谷大学大宮図書館内
内線	○七五三四三一三三一一
発行日	内線（五四一八）
二〇一一年六月三〇日	



部は、代表格たる組頭とそれ以外の与力とに分かれている。組頭・与力の史料上での呼称は一様でないが、本稿では総称する場合これらの呼称を用いる。組合は触頭（これも総称する際に用いる）の下部組織であり、文書の伝達をはじめ教団運営上の諸職務を担つた。一つの触頭の下に複数の組合が存在するのが一般的であるが、各地の事情に応じて触頭・組合が設定されたため、触頭と組頭が重なる場合もある。

右のような組合について本格的に論じた研究は、あまり多くない。その中につけて坂本勝成「近世における寺院の『組合・法類』制度について」（注5）は、寺院の組合が様々な宗派・地域にわたり形成されたことを具体的に示した成果として重要なである。坂本は、組合が末寺統制機構のみならず共済組合としての性格も有したことを見認すると共に、明治以後全国的な寺院機構として再把握されたことも指摘した。氏はまた組合を、法縁に基づく寺院集団である法類と共に横の寺院組織として把握し、縦の寺院組織を作った本末制度とは区別している。かかる縦・横の理解は既に豊田武（注6）によつて示されており、坂本はこれを踏襲したのである。組合を本末制とは別の編成方式として位置づけた点は重要だが、しかし縦・横というのは現象面での把握にすぎず、これらの編成原理上の差異については検討の余地を残している。

一方、真宗寺院の組合に着目した研究もある。まず森岡清美（注7）は、社会学の立場より真宗教団を分析する中で、組合の編成・運営などにも論及している。森岡は藩の宗教行政や本山の教団統制、組内寺院間の自治的協力的活動といった諸相に留意しつつ近世史料をも取り上げるが、大部分の検討は明治以降の事例を対象に行つてゐる。また北西弘は、史料集の刊行も含めて研究を進めた。とりわけ北西編『能登阿岸本誓寺文書』（注8）は、真宗寺院の触頭―組合編成を検討する上で重要な史料集であり、同書所収の氏の解説も参考となる。森岡・北西によるこれらの成果は、前掲の坂本論文でも踏まえられている。加えて大桑斎（注9）が、寺社奉行―触頭―組合という統制機構について論じ、それと百姓・町人の統制機構との共通性を指摘した点も注目される。大桑はまた、触頭制度を宗門改め制度と共に幕藩権力の身分制支配機構として把握し、一方で小農自立を受けて形成された寺檀関係・本末関係を近世教団の基礎構造と位置づけた。に対するに本稿では、教団組織論の視角から、触頭―組合編成が教団の自律的運営を支えた点を重視すると共に、本末制が各寺の、寺檀制が各家の、教団への所属をそれぞれ正式に確定する機能を担つたものと理解する。

近世寺院の組合をめぐる代表的な先行研究は右の通りであるが、これらは一九七〇年代までの研究であり、それ以後は大きな進展を見ていない。本末・寺檀制論に傾斜してきた教団論の研究史において、組合が取り上げられるることは圧倒的に少なく、教団論の中で占める比重も極めて小さい。このような研究状況に鑑みるならば、近

世における組合の具体的な事例について広く究明を進めることが、まず以て重要な課題であろう。前段の真宗寺院の組合に着目した研究は、いざれも北陸地方を主なフィールドとしているが、その他の地域も含め、組合が如何に存在し機能したかについて研究を蓄積させる必要がある。そして、触頭・組合と本末制等との編成原理上の差異にも留意しつつ教団論を再構築し、それを近世の国家・社会に位置づけることが求められよう。こうして教団論は勿論、國家論・社会論の進展にも資することが期待されるのである。以下の請書をめぐる検討は、かかる展望を念頭に置いた基礎的取り組みの一環でもある。

二 請書の前提

まず、請書の提出に至る過程について、西本願寺文書や山口県文書館所蔵『京都本願寺使者トシテ松平中務被差越候一件』（注10）等をもとに整理しておく。

西本願寺が、無住により古跡とされていた長州萩常教寺の現寺復旧を受けての御礼、ならびに末寺の風儀取り締まりのため、松井中務と隨役（副使）八木忠左衛門、勸学覚音坊南渓らの派遣を長州藩へ申し入れたのに対し、同藩は南渓のみの派遣を安政六年（一八五九）正月に承諾した。それを受けた南渓が派遣され末寺に教諭を行つたが、更なる徹底が課題として残された。そして、見送られていた松井と八木の出役は、翌安政七年二月に

実現する。このとき松井と八木は、昨年一二月における藩主毛利慶親の左近衛権中将昇進（注11）を祝う使者をも兼ねていた。彼らの萩到着後、廉書が防長の末寺へ示され、請書が徵されることとなつたのである。

末寺には廉書と共に趣意書も示された。「長州清光寺一件」二七の袋は松井が当時の書類を納めたものであるが、その中に廉書と趣意書の控（注12）も現存している。まずは趣意書を以下に引用する。

一、今般自

御門跡様被 仰出候

詫命之趣者、近年防長両国之御末寺法中之風儀不宜候ようニ相聞候、遠境懸隔り候事故則

今舉而可論程之事柄或者微細之儀迄達

御聽ニ候ニ者無之、惣躰法中之風儀怠慢・倫安之風情ニ相流れ其中ニ者世辺ニ付心得違之輩茂在之哉ニ而、從國法之着眼茂偏ニ

御本山之御示方不行届歟との内評茂有之哉ニ候、左候而者被對國法ニ且者他門世上之手前御恥辱ニ相当、其実者 御宗門衰微之廉ニ茂可相約、殊之外

御苦慮被為 遊候、依之去未^{（安政六）}年勸學職覚音坊南渓被指向 御教諭被成遣候事何れ茂拝聴有之候儀者存候、右南渓義者當時 御一派ニおみて一二を争ふ碩学之事故、定而教諭之旨趣

理致を究メ啓迪いたしたる儀与存候、是を直ニ受用すると不受用与者聽者法中之手許ニある義ニ而、既ニ御教諭之御勧めを事足りて候、乍去數多之法中其機受区々ニ而一同不残心底より敬承之有無覚束なく被為思食、猶更此節役人茂被指向、尋而御取締被成^{マツル}遣るゝ事ニ候、尤眼目之条件者

真宗御興隆之御深意ニ出て、右御法義之心掛厚かるべき者申迄もなく法勤・行状・學問・教導等ニ被尽心を之外、剩譚茂有之間敷哉、去年南渓を以御教示之趣口耳之間ニ留り有之候を銘肝之底意^カ実用敬承可有之候、此由吃度可申談旨被仰含たる事ニ候、

御本山ニ者諸國數多之儀、両国ニ限年並之様ニ学匠を被差向人別御教育与申茂不輒御造作ニ而外々之引競へ左様ニ茂難被成、猶亦夫々門徒を領し教導いたし候身分之所詮ニ而茂候、諸在如実篤志之人脉可有之者候得共時勢ニ隨而令隠没候哉、追々僧侶之風儀を引向ケ其志致振起候ハ、自然与人物者顯るゝ者ニ候、各相互ニ切磋して可事足との御見込ニ付、態与学匠者不被指向、御趣意却而嚴敷御催促也与可被心得候、已上者俗士之不及贅弁ニ、御趣意者是迄ニ而候得共、為其遙々被指向候義者不輕事ニ候条等閑ニ存間敷候、大意者

請書之文段通書写持帰衆中江不洩可被申伝候、則固口を扱候仕組之廉々別紙ニ認メ相渡候間、被得其意此度返答可承届義者帰寺之上取調へ差出可申事

趣意書では、松井らが門主広如の意を奉じて概ね以下のように語っている。すなわち、防長両国の末寺の風儀が宣しくなく、藩も本山の指示が行き届いていないのがはないかと評している。これでは様々な方面で宗門の恥辱となり衰微にも繋がりかねず、門主は殊の外苦慮なさつてている。そのため南渓を派遣して教諭を行つたが、法中が残らず承服しているかは覚束ない。そこで、この度役人を派遣して法義の心がけは勿論、法勤・行状・學問・教導などに至るまで改めて取り締まりを行うというのである。毎年のように学匠を派遣するのは容易でない。また僧侶の風儀を向上させて志を振興すれば自然と人物が現れるものなので互いに切磋して事足りるとの見込みにより、この度は学匠を差し向けない。しかし却つて厳しく促されていると心得るように、以上の趣旨についても書き写して衆中へ伝えるようにとしている。その上で別紙廉書への返答を求めているのである。

詳述は避けるが、既に安政四年の段階で松井らにより清光寺の本格的な取り締まりが実施されており、同六・七年の動きもそれを受けたものであった。そしてその背景には、清光寺の本寺である興正寺と西本願寺との対立

があつた。安政期の清光寺をめぐる一件は、興正寺と結ぶ清光寺の影響下で西本願寺との繋がりを妨げられていた防長の末寺を、西本願寺が再掌握しようとしたものでもあつたのである。末寺統制権を有する本山・門主の名の下に、末寺の風儀が悪い、真宗興隆のため等として正当化が図られている趣意書は、かかる状況をも考慮しつつ把握される必要がある。それでは次に、廉書を提示したい。

廉書

一、¹

学林懸籍之儀者御門末一同之御規則ニ候得者等閑ニ致間敷候、落籍者無籍同様たるへき儀ニ付、右躰之輩有之候ハ、致復籍候様精々可心掛候、尤現在懸籍之人數・萬数を茂取調ヘ可申出候事

一、²

於諸国最寄ニ春秋兩度之講会取結ひ候義近年被仰出候処、追々相開ケ令繁榮候間、右ニ準シ同様可被相催候、講師之儀者於国内相撰ミニ請待候、尤助教已上之職掌ニ者候得共時宜ニ寄得業之人躰ニ而茂不苦候間、願書中其藉名を記シ学林當役江向脚便を以可被指越候、其節一會限り之御達書講師之人躰江御渡可有之候事

附、他国僧講師ニ相招キ候儀者一同申合せ
可為勝手候事

一、³
清光寺於學問所ニ在國之輩一夏中入学之義者不及申、其外共心懸ヶ致在寮後輩之策進行届候様可心掛候事

一、⁴

兩國之内學階昇進之輩人數茂在之候得共、其余是迄相潛ミ罷在候達學之者可有之哉ニ付、學階不抱有無ニ著述之疏・抄物・講錄之類并外典・曆學・和歌・詩文ニ至迄相勝候人躰有之候ハ、一組限り取調江可指出候事

一、⁵

法勤・行狀・學問・教導致兼備候儀者勿論、一事ニ而茂專一二心掛ケ相勝候輩在之候ハ、
一組限り取調ヘ可申出事

一、⁶

僧侶之本意を失ひ懈怠・不所業他之嘲を招キ或者國法御厄介ニ茂可立至程之ものニ而御教示之趣疎略ニ相心得候義於在之二者、一組限り取調ヘ用捨なく可申出事

一、⁷

中國・西國之内古來連々達學之人致出來候者芸・肥後等數多在之、畢竟前々古學風盛ニ被行候故之事ニ候、於當兩國ニ茂僧侶之心掛ケ壹ツニ而國躰を茂可相輝道理ニ候条、此境を茂厚分別在之度候事

廉書は七ヶ条からなる。一条目では、西本願寺の学林への懸籍は門末僧侶一同の規則なので等閑にせず、落籍者は復籍するように、また現時点での学林懸籍者と修学者期間を調べて申し出るようとしている。二条目では、

春秋両度の講会の開催が命じられている。講師は国内で選ぶこととされ、また同職は助教以上の学階を有する僧侶の務めであるが、場合によつては得業の僧侶でも構わないでので、願書を学林まで送るようとにとされる。そうすればその講会のための達書を下付することである。

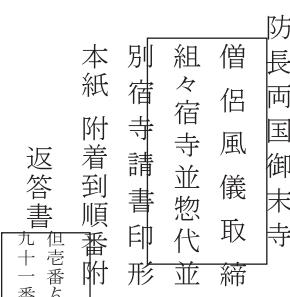
なお、一同の申し合わせ次第で他国の僧を講師として招いても構わない旨が付記されている。三条目は、清光寺学問所での安居に参加することは勿論、その他の期間でも在寮し励むようにと在國者に命じたものである。続く四条目では、学階昇進者以外にもこれまで知られていない達学の者がいるかもしれないため、学階の有無に拘わらず様々な分野に関して該当者がいれば、組ごとにまとめて届け出るようにとしている。また五条目では、法勤・行状・学問・教導などを兼ね備えている場合は勿論、一事であつても優れた人物がいれば、組ごとに取り調べて申し出るようにとする。一方、六条目では、行いがよくなく本山の教示をしつかりと心得ない者については、組ごとに調べて用捨なく申し出るようにと命じられている。そして七条目では、安芸や肥後においては達学の人々が数多輩出しているが、これは学問が盛んだからであるとし、防長両国でも僧侶の心がけひとつで輝かしい國柄とすることもできるので、よく分別されたいとする。

以上のように、廉書は学問的な色彩の強いものであり、僧侶の心がけの重要性を説いて結ばれている。松井らの末寺に対する役務が学問興隆の取り締まり等と称される

所以である。とはいへ、防長の末寺を改めて掌握しようとする西本願寺の姿勢も読み取ることができる。

三 請書の分析

かくして、防長の末寺より請書が提出されることとなつた。この請書は、「長州清光寺一件」二八の袋に納められ現存している。袋には、松井中務が上書している。まず正面には、次のようにある。



返答書
但壹番九十一番

右の上書の付けたり文言と関連して、各請書には到着順と思われる番号が実際に追記されている。加えて「御答書」等と題された請書も散見することから、上書中の「返答書」は請書を指すのだろう。そうだとすると、その前にある、(防長末寺僧侶の風儀取り締まりの際に)各組合の宿寺・惣代や別宿寺が捺印した請書の本紙というものは、実物を確認できないが別個の史料の可能性もある。だがこの点はひとまず保留し、袋の中に現存する請書の分析を進めたい。

ところで右の上書の四角囲み部分は、貼紙を指す。向かって右側の貼紙の下には、次のように書かれている（「」内は割注）。

長州持下「里」

要用書類

右より、この袋がもとは松井らの長州へ持ち下つた重要書類を納めたものであり、後に請書を入れる袋として再利用されたことが分かる。一方、左側の貼紙の下にも、恐らく貼紙の上書と類似の墨書があるが、文字は定かではない。

袋正面上書「本紙」部分の左脇には、「納メ置／長御殿へ／本紙ハ／請書」（「」は改行）と注記がある。

また、袋の背面には、「安政七庚申年／二月出役「潤三月改元／万延」と上書されている。四角囲み部分は貼紙であり、その下には「三月」とある。これは松井らが安政七年（一八六〇）二月に長州へ赴いたことを指している。

袋に納められた全六七点の請書をもとに、「表」（八・九頁参照）を作成した。

同表の「番号」欄は、請書に追記された番付によつており、請書一点ずつのまとまりと対応する。六一～八二番（萩町中）の数え方は不明だが、内容から推測するに、学林懸籍の状況が未確認の教宗寺・善行寺・万福寺を除

き、その他の寺院を一ヶ寺ずつ数えているのではないか。また、郡・村の名称については請書の表記を優先した。先大津と前大津は、それぞれ大津郡の西部と東部であり、長州藩の行政単位である宰判に当たる。

「寺院」欄には、請書から確認できる寺院をまとめている。寺名は請書から確認できる順に、請書の表記に即して記載した。三四番棚井組の法名本については差出部分の表記を用いた。またゴシックで記したのは、請書本文に差出として明記されている寺院である。捺印していない場合も寺名があればゴシックとした（注13）。

請書は組合ごと、或いは単独寺院で作成されている。組合ごとの場合は宿坊が差出に含まれている。この宿坊は組頭の一呼称と考えられ、参集宿となる寺院の意であろう。一方、単独寺院は別宿等と呼ばれる。

宛所は殆ど記載されていないが、一部の記載された請書（注14）より、松井ら西本願寺の役人に宛てられたものと判断される。また、大部分の請書は安政七年（申）三月付である（注15）。

請書の形状は、一部（注16）を除きいずれも堅帳である。その表紙には当初より寺名が記されているものもあり、「表」の「表紙黒書寺院」欄にまとめた。三〇番に「十四ヶ寺」とある以外は全て組合の宿坊、そして別宿であり、大部分は別宿である。また、恐らく整理の都合上、後に寺名や組名が表紙に朱書きされているものもある。この内寺名については、「表紙朱書き寺院」欄にまとめた。

[表] 請書にみえる寺院

番号	国	郡	組	寺院	表紙黒書寺院	表紙朱書寺院
2	長門	阿武	三見組	善照寺・円徳寺・明満寺	—	—
3	長門	阿武	玉江組	光山寺(宿坊)・明安寺・瑞光寺・真行寺・永照寺・了雲寺・正樂寺・明光寺・真覚寺	光山寺	—
4	周防	佐波	—	右田乗円寺(別宿)	乗円寺	—
5	長門	大津	—	井上法林寺(別宿坊)	法林寺	—
6	長門	大津	—	浅田西福寺(別宿)	—	西福寺
7	長門	阿武	—	江崎教專寺	教專寺	—
8	長門	阿武	小川組	尊正寺・光明寺・光清寺・友信寺・祖觀・海雲	—	—
9	長門	阿武	須佐組	法隆寺(宿坊)・淨蓮寺・西法寺・西光寺・光讚寺・玉林寺・法名本順正	—	—
10	周防	佐波	三田尻組	西法寺・光宗寺(年番)・明覺寺(宿坊)・福宝寺・光妙寺・西政寺・万行寺・正善寺・明誓寺(惣代)・專修寺・善正寺・光明寺・法輪寺・信行寺・安養寺・明照寺・妙玄寺(惣代)・林現寺・西福寺	—	—
11	長門	先大津	日置組	—	—	福正寺
12	長門	大津	三隅組	宗善寺・常樂寺・宝國寺・報恩寺・明恩寺(宿坊)・東雲寺・德照寺	—	明恩寺
13	長門	阿武	藏目喜組	西教寺(御宿坊)・專正寺・正覺寺・善性寺・明尊寺・宝林寺・西円寺・宝来寺・妙信寺・法名本普觀・法名本惠教・法名本崇玄・法名本義弁	—	惣代正覺寺
14	長門	前大津	—	渋木淨土寺(別宿)	淨土寺	—
15	長門	美祢	大田組	西光寺・福田寺	—	西光寺
16	長門	美祢	絵堂組	養泉寺(宿坊)・光明寺(惣代)・明樂寺・正岸寺・真教寺	—	養泉寺
17	長門	厚狭	船木組	願生寺・西宝寺・明円寺・教善寺・明山寺・淨覺寺・西教寺・三徳寺	—	願生寺
18	長門	美祢	真名組	法榮寺(御宿坊)・妙福寺	—	妙福寺
19	長門	厚狭	—	船木正円寺(別宿)	—	—
20	長門	美祢	長田組	明林寺・正恩寺・淨福寺・法泉寺・養福寺・光林寺・正現寺(御宿坊)	—	法泉寺
21	長門	厚狭	—	松江常元寺	常元寺	—
22	長門	大津	—	俵山西念寺(別宿)	西念寺	—
23	長門	先大津	神田組	善光寺(御宿坊)・法船寺・照蓮寺・安養寺・西楽寺・明專寺・光輪寺・光澤寺・一念寺・西福寺・西光寺・法名本霖淨	—	法船寺
24	長門	厚狭	—	宇部教念寺	教念寺	—
25	長門	美祢	於福組	寂定寺・長念寺・安養寺・明蓮寺・報恩寺・法性寺	—	寂定寺
26	長門	美祢	大嶺組	正隆寺・善立寺・円樂寺・西音寺・長樂寺・苑林寺・宝泉寺・生蓮寺・西教寺(宿坊)・隨應寺・隆光寺・西宗寺・光林寺・光蓮寺	—	西教寺
27	長門	美祢	嘉万組	明教寺・教覚寺・西福寺・妙覚寺(宿坊)	—	妙覚寺
29	周防	熊毛	田布施組	円龍寺・正信寺・真覚寺・万徳寺・西円寺・淨円寺・龍巖寺・円覚寺・法隆寺・極樂寺・淨福寺・正藏寺・誓立寺・常樂寺・教蓮寺・法雲寺・覺勝寺・正覚寺・光泉寺・西勝寺・來迎寺・善福寺・清岸寺・西福寺	—	—
30	長門	美祢	岩永組	長久寺・等覺寺・明嚴寺(宿坊)・專正寺・宝林寺・明宗寺・常念寺・西岸寺・法光寺・仏乘寺・皆福寺・西宝寺・壽光寺・法名本実眼	十四ヶ寺	明嚴寺
31	周防	熊毛	—	伊保庄円勝寺(別宿)	円勝寺	—
32	周防	吉敷	讚井組	円龍寺(宿坊)・養元寺・光円寺・円淨寺・龍泉寺・西蓮寺	—	円龍寺
33	周防	吉敷	山口上組	端坊(宿坊)・信行寺・正福寺・景好寺・真証寺・円正寺・徳証寺・万徳寺・明願寺・慶福寺・教林寺・光台寺・西覚寺・淨樂寺	—	光台寺
34	長門	厚狭	棚井組	淨念寺・明照寺・正覺寺・法蓮寺・正教寺・明專寺・命信寺・西秀寺・報恩寺・福勝寺・西生寺・西円寺・流泉寺・安養寺・法名本泰了・法名本西天	—	淨念寺
35	長門	大津	井上組	向岸寺・西光寺(宿坊)・真光寺・常正寺・龍雲寺・山光寺・吉祥寺	西光寺	—
36・39	周防	都濃	—	末武淨蓮寺(別宿)・寺中松巖寺	—	淨蓮寺
37	周防	熊毛	納所組	淨泉寺(宿坊)・明樂寺・正讚寺・長安寺・了法寺・教相寺・專福寺・光明寺・教円寺・円滿寺	—	—
38	周防	都濃	徳山組	徳応寺(宿坊)・光西寺・蓮生寺・円通寺・圓滿寺・教応寺・光增寺・常教寺・西念寺・淨念寺・西教寺・円成寺・光円寺・長円寺・西樂寺・順照寺・正覺寺・專明寺・西岸寺・万巧寺・淨願寺・西光寺・宝性寺・誓教寺・專立寺・妙栄寺・真覚寺・福円寺・榮照寺・宗寧寺・東之坊・玉泉寺・大樂寺	—	—
40	周防	吉敷	—	小郡下津令妙蓮寺	妙蓮寺	—

41	長門	前大津	瀬戸崎組	清福寺（宿坊）・遍照寺・西覺寺・真光寺	清福寺	惣代真光寺
42	長門	厚狭	吉田組	長慶寺（宿坊）・教覺寺・西円寺・祐念寺・光專寺・専光寺・松林寺・永福寺・正行寺・善教寺・徳号寺・光円寺・宗徳寺・長照寺	長慶寺	惣代西円寺
43	長門	厚狭	中野組	蓮光寺（宿坊）・法輪寺・信行寺・淨円寺・西覚寺・願行寺	—	法輪寺
44	周防	都濃	鹿野組	光照寺（御宿坊）・真行寺・專照寺・専光寺・長久寺	光照寺	—
45	周防	熊毛	—	呼坂村西善寺	西善寺	—
46	周防	熊毛	高森組	受徳寺（御宿坊）・安養寺・淨泉寺・常妙寺・正覺寺・真行寺・西園寺・法林寺・林照寺・大周寺・法名地寛龍・法名地嚴淨	—	—
47	周防	熊毛	三輪組	善流寺・光立寺・蓮光寺・教西寺・長樂寺・妙福寺・淨真寺・恩淨寺・西福寺・誓報寺・長警寺	—	—
48	周防	吉敷	小郡組	信光寺（宿坊）・西光寺・教証寺・西福寺・正法寺・明正寺・立正寺・本覚寺・善立寺・善照寺・本龍寺・明榮寺・東泉寺・明善寺・安樂寺・三光寺・願船寺・円覚寺・正現寺・誓安寺・蓮光寺（惣代）・西円寺・常徳寺・淨專寺・仏成寺（惣代）	—	信光寺
49	長門	厚狭	—	藤曲村善福寺（別宿）	善福寺	—
50	周防	大島	安下庄組	浄念寺・西方寺・正覺寺・安樂寺（宿坊）・淨專寺・願行寺・長專寺・深広寺・敦円寺・洞松寺・覚宝寺・庄嚴寺・淨光寺・見祐庵	—	—
51	長門	前大津	深川組	法蓮寺・光淨寺（宿坊）・善正寺・安養寺	—	光淨寺
52	周防	玖珂	山代本郷組	西正寺（御宿坊・惣代御宿坊）・光明寺・圓乗寺・願行寺・西光寺・法専寺・正覺寺・正林坊・品秀寺・専念寺・西岸寺・超專寺・防万寺・善久寺	—	—
53	周防	都濃	—	金峯村須萬真光寺（別宿坊）	真光寺	—
54	長門	厚狭	吉部組	常光寺（御宿坊）・西念寺・蓮生寺・淨誓寺	—	—
56	周防	佐波	徳地組	妙誓寺・妙蓮寺（宿坊）・報恩寺・超勝寺・願成寺・妙樂寺・法名本楷定	—	—
57	周防	玖珂	北方組	月空寺（御宿坊）・正蓮寺（組合惣代）・明專寺（組合惣代）・報恩寺・法性寺・明休寺	—	—
58	周防	玖珂	南桑組	東專寺・真教寺・淨教寺・善秀寺・養專寺・順正寺・淨運・專崇寺	—	—
59	周防	大島	小松組	妙善寺・徳正寺・妙円寺・龍泉寺・西円寺・得藏寺	—	—
60	周防	大島	—	戸田照林寺（別宿）	照林寺	—
61～82	長門	阿武	萩町中	端坊・明円寺（聞奏役）・光明坊・三千坊・平安寺（法中惣代）・西生寺・西光寺・滴行寺・泉福寺・常教寺・淨国寺・玄徳寺・妙元寺・蓮正寺・長泉寺・光源寺・安樂寺・泉流寺・勝樂寺・妙榮寺・妙好寺・光善寺・教宗寺・善行寺・万福寺	—	—
83-1	長門	豊浦	長府領法中	教法寺・極楽寺・光明寺・安樂寺・了円寺・円光寺・善勝寺（惣法中惣代）・正円寺・徳応寺・淨滿寺・大專寺・妙蓮寺・西養寺・立善寺・専學寺・延龍寺・心光寺・正音寺・西方寺・正琳寺・曉雲寺・光安寺・正念寺・淨円寺・明教寺・善龍寺・真光寺・真行寺・淨慶寺・中山邑西念寺・淨國寺・専德寺・當泉寺・教正寺・西音寺・藥光寺・西薬寺・妙光寺・明善寺・善行寺・淨專寺・光善寺・教念寺・専立寺・清徳寺・蓮光寺・大玄寺・了元寺・專修寺・宗要寺・妙久寺・蓮乘寺・徳蓮寺・角嶋勝安寺・淨樂寺・正法寺・長福寺・専念寺・光岸寺・覺證寺・淨林寺・西福寺・大福寺・教善寺・專福寺・赤間閑勝安寺・西教寺・円龍寺・光蓮寺・善明寺・報恩寺・蓮行寺・黒井西念寺・法林寺・天龍寺・光明寺・専宗寺・大乘寺・淨福寺	—	—
83-2	長門	豊浦	清末領法中	明円寺・貴飯村光明寺・西光寺・光明寺・長泉寺・西蓮寺・教宗寺・龍泉寺・壽福寺・万福寺・淨德寺・西願寺	—	—
84	長門	豊浦	—	阿川邑善照寺（別宿）	善照寺	—
85	長門	豊浦	—	矢玉西慶寺（別宿）	西慶寺	—
86	周防	大島	岩見鶴組	照滿寺・光明寺・善妙寺（宿坊）・報恩寺	—	—
87	周防	熊毛	八代組	淨光寺（宿坊）・西福寺・西照寺・宝泉寺・円照寺・淨宗寺・教法寺・教念寺・淨西寺・光源寺・徳正寺・法名元智眼	—	—
88	周防	玖珂	広瀬組	善教寺（宿坊）・西蓮寺・明專寺・西方寺・教正寺・淨光寺・法名本教尊	—	—
89	周防	都濃	—	須々万村善徳寺（別御宿坊）	善徳寺	—
90	周防	玖珂	三瀬川組	西蓮寺（院代）・淨円寺（宿坊・無住）・西教寺・専光寺・正專寺・法名本崇山	—	—
91	周防	大島	宝津組	常満寺（宿坊）・超專寺・淨光寺・照光寺・淨慶寺・妙徳寺	—	—

※ 「—」は無記載を指す。

四一・四二番を除き、当初より表紙に寺名が記されたいるものには寺名の朱書はなく（三〇番の「十四ヶ寺」は具体的な寺名ではない）、黒書と朱書の重複は殆どないといえる。但し、朱書での寺名注記が部分的にしかなされていない理由は、定かではない。表紙朱書寺院の内、宿坊と一致するのは一〇例（その内別宿二例）であり、一致しないものが八例（その内一三・四一・四二番は惣代と明記）、宿坊寺院の記載がないため一致するか否か分からぬものが五例ある。このように一致しない場合も多い。なぜ一致しないのかは不明だが、朱書寺院が黒書寺院と同様の性格を有する組頭であり、同職に交代制が広く存在したことも想定される。但し、三三番山口上組の端坊や九〇番三瀬川組の浄円寺のように、無住でも宿坊となつてゐる寺院があることから（注13参照）、同役が特定寺院で固定されるケースも考えられる。なお、宿坊と惣代の関係については、後に若干論及したい。

請書は防長真宗寺院の組合の実態を知る上でも重要な手がかりとなる。但し、同表に含まれていない寺院もある。まず、請書を提出したが「長州清光寺一件」二八の袋に納められていない場合について述べよう。この袋の背面左側の貼紙には、次のような上書がある。

着到番数不足覚

防州都濃郡富田

壹番「三季／済」善宗寺

長州前^{サキ}大津郡

二十八番 殿井組

防州玖^{クマケ}珂郡呼坂

四十五番

長州厚狭郡万倉

〔三季済〕

西壽寺

五十五番

寿福寺

防州玖珂郡

北方組二而

五十七番

月空寺

〔三季斗未納〕

右は、提出され番付されたが袋に納められていない請書について、松井中務が書き上げたものである。四十五番の西善寺（別宿）が抹消されているのは、請書が確認され、別件の三季冥加も納められた（注17）からだろう。また五十七番については、請書が確認されたものの、三季冥加が未納であるとして、抹消されていないものと思われる。関連して、先述の「長州清光寺一件」二七の袋には、この北方組の三季冥加請書（注18）も納められている。また、二四番と八三・一番の請書では三季冥加上納にも言及がなされている。

さて、「表」には史料上で確認できる寺院のみを書き出している。よって、請書の形式上明記されていない寺院も、同表には含まれない。例えば、一番の日置組の

よう、同組が差出となり個別寺院が記載されていない場合がある。また、請印を組頭のみで行い、学林懸籍僧のいる寺院のみを書き上げたために、一部の寺院が抜け落ちたケースなども想定される。

それから、請書の提出自体が定かでない寺院もある。

例えば、清光寺の支配から脱している支藩岩国領の寺院（注19）は提出しなかつたものと思われる。請書を提出していなさい寺院は、当然ながら「表」にも含まれていない。

以上より、同表は防長真宗寺院の組合編成の全体を示すものではない。とはいって、ほぼ同時点の組合編成状況をこれほど広範囲にわたり窺い得る史料は決して多くなく（注20）、組合研究にとつても、少なからざる重要性を有するものと思われる。

ここでいって、各請書の内容に注目してみよう。例えば一〇番三田尻組の請書は、以下の通りである。

（本文）
〔表紙〕
「御請答書
〔朱筆〕
周防国佐波郡
〔拾番〕
三田尻組」

一、¹ 学林懸藉之儀ニ付落藉之者致復藉候様被仰出奉得其旨候、猶現在懸藉并無藉之者附立差出申

候
天保二卯初入
一、三夏
西法寺住
朗念

文政三辰初入

一、四十一夏

光宗寺住

嘉永元申初入

宣明

一、七夏

明覺寺住

（以下一六名略）

一、² 春秋兩度講会之義被仰出奉得其旨候、猶講師之儀者以願書学林役処江可申出候

一、³ 於清光寺學問処夏中其外在寮之儀被仰出奉得其旨候

御請答申上候事

安政七申年
三月
年番

周防国佐波郡三田尻組

一、⁴ 学階人類之外宗部・和歌・詩文等ニ至迄相勝候者并法勤・行狀・學問・教導其余一事ニ而も專一二心懸候者、尚懈怠・不所業之者取調可申出被仰出奉得其旨候、私共從來不冥加ニ罷過風儀不宜段奉恐入候、已來一統申合隨分修學・教導入精可仕候、依而御請書差上申候、已上

光宗寺（印）
宿坊
明覺寺（印）
物代
同
妙玄寺（印）
御宿坊月空寺・組合惣代正蓮寺、
「学林懸籍」の差出は御宿坊月空寺・組合惣代正蓮寺、
御宿坊月空寺・組合惣代明専寺である。一方、同組が提出
した先述の三季冥加請書は、同じく万延元年四月付で、
御宿坊月空寺と組合惣代報恩寺が差出となつてゐる。以
上の差出では組合惣代がいずれも異なるが、同役となつ
た正蓮寺・明専寺・報恩寺の関係はよく分からぬ。
〔表〕中では組合惣代を二ヶ寺が務めているよう見え
るが、実際は一ヶ寺か、或いは三ヶ寺以上かも知れない。
なお同表には、上記以外の重複はない。（注21）

さて、組合について検討を進めよう。組合は、少なければ二ヶ寺、多ければ数十ヶ寺により構成され、法名本
エーションが伴つてゐる。学林懸籍に関する部分を別途
作成し、合冊してあるものもある。請書の条文は廉書に
対応しているが、廉書の各条に対して事情を説明しつつ
回答したような詳細なものから、廉書の文面を引用せず
一括して単に承知したとするだけの簡略なものまで精粗
の差があり、条数も異なつてゐる。こうした差異は、請
書を提出する側が、細部まで統一された雛形を用いるこ
となく、各々で文面を作成したことを示してゐる。

また付言すれば、先述の五七番北方組の請書は、前掲
の趣意書に答えた「御演説書御請印」（万延元年一八

六〇）四月付）、学林懸籍者を書き上げた「学林懸籍」（年
月日なし）、そして廉書の二条目以降に答えた「御用講
御請印」（万延元年四月付）を合冊したものであり、「御
演説書御請印」の差出は御宿坊月空寺・組合惣代正蓮寺、
「学林懸籍」の差出はなく、「御用講御請印」の差出は
御宿坊月空寺・組合惣代明専寺である。一方、同組が提
出した先述の三季冥加請書は、同じく万延元年四月付で、
御宿坊月空寺と組合惣代報恩寺が差出となつてゐる。以
上の差出では組合惣代がいずれも異なるが、同役となつ
た正蓮寺・明専寺・報恩寺の関係はよく分からぬ。
〔表〕中では組合惣代を二ヶ寺が務めているよう見え
るが、実際は一ヶ寺か、或いは三ヶ寺以上かも知れない。
なお同表には、上記以外の重複はない。（注21）

さて、組合について検討を進めよう。組合は、少なければ二ヶ寺、多ければ数十ヶ寺により構成され、法名本
が含まれる場合もある。その領域の規模は、一行政村程
度から一郡近くまでの範囲にわたる。近接した複数の村
や町を一括する場合も含め、組合構成寺院の所在する村
・町はほぼ一致してゐる。このことは、組合と重なる村
や町の名が組名とされていることからも窺い得る。また、
萩町中（六一～八二番）で一つのまとまりをなす他、長
府領法中（八三・一番）・清末領法中（八三・二番）は
その名の通り明確に支藩の領域でひとまとまりをなして
いる。一方、徳山組（三八番）には支藩徳山領と本藩都
濃宰判の寺院が共に含まれるが（但し常教寺の所在地は

不明）、これは双方の領域が入り組んでいることと関係しよう。組合は、その職務を円滑に遂行するためにも、地域的事情を踏まえて編成されたのである。

組合は基本的にフラットな結合であるが、それを代表し統率する組頭が存在する。防長真宗寺院の組合の場合、殆どの組に宿坊が一ヶ寺ずつ確認できる。五二番山代本

郷組の西正寺が「惣代御宿坊」とも記され、また八八番広瀬組分の差出に「防州玖珂郡山代／広瀬組惣代／宿坊／善教寺（印）」、九一番宝津組分の差出に「宝津組惣代／宿坊／常満寺（印）」とあるように、惣代（組合の代表）と明確に知れる場合もある。一方、宿坊とは別に惣代等が設けられた組もある。先ほどの三田尻組では、組頭が年番・宿坊・惣代二ヶ寺の計四ヶ寺に分かれ序列化されていた。六一・八二番萩町中の請書では、聞奏役・法中惣代の順に捺印している。一六番絵堂組は宿坊と惣代に分かれており、先述の五七番北方組には御宿坊と組合惣代がある。一三・四一・四二番は表紙に朱書で惣代が明記されているが、これらは宿坊と異なる寺院である。尤も、上記組頭間の職務分担については検討の余地が残る。

ところで前掲の廉書では、学林への懸籍や講会の開催、清光寺学問所での修養などが奨励されると共に、人材の推举や不心得者の取り締まり、学問の奮起などが求められた。これに対する請書が組合ごとにまとめられたことは、組合が意志統一機関であると共に自律的な取り締ま

おわりに

以上、寺院の組合編成にも注目しつつ、安政期清光寺一件の過程で防長真宗寺院が提出した請書を分析してきた。最後に、教団論の観点から本請書の史料的性格や今後の検討課題などを補足し、むすびに代えたい。

近世には教団の職務運営を支える本山—触頭—組合の領域的編成が確立したが、この編成において本山と組合とは基本的に直結しないため、本山所蔵史料では組合の実態は必ずしも確認できない。ところが本清光寺一件は、本山が触頭へ介入しその配下寺院の取り締まりをも断行した事件であるが故に、組合の実態を知り得る史料も本山に残されることとなつたのである。

ところで、組合が如何にして形成されたかについては、防長真宗寺院の場合を含め、依然まとまつた見解を提示できるまでには至っていない。全般的には中世末から近世にかけて徐々に形成されたと考えられ、宗派間・地域間で少なからず差異があつたものと想定される。同派で密集すると共に檀家数よりみて中規模寺院が分厚い層をなす防長真宗寺院の場合、組合の成熟が比較的顕著だつたのではないだろうか。

りの単位であり、廉書に関する職務の母体ともなり得たことを示唆している。それは、組合を基盤とする自律的な教団運営の一局面といえよう。

一方、防長真宗寺院においても組合を構成しないものが一定数に及んでおり、この点も見落とすことができない。別宿等と称されるこれらの寺院は清光寺から直接、単独で触を受けたが、それは組合構成寺院よりも高い格式を示している。別宿等は由緒・功績に応じて選定されたものだろう。この格式は、本末制や、院家・内陣・余間等の寺格とは異なる、触伝達に即したものである。例えば別触寺院・組頭寺院が与力寺院よりも本末関係において上位にあるとは限らず、具体的論及は省くがこの点をめぐる争論も各地で展開した。かかる事態が教団ひいては国家・社会において如何なる意味を有するかについては、今後検討を進める必要がある。

現時点で注意したいのは、近世の寺院には本末制、門跡を頂点とする寺格制、触頭・触下制など様々な序列が併存しており、加えて僧位僧官や学階、住持職など僧侶の地位基準も様々に存在したという点である。これらの編成原理の並列的なダイナミズムが、寺院・僧侶の運動を少なからず規定したのである。こうした点にも留意しつつ、組合編成に関する研究の更なる進展と、それを踏まえた教団論の再構築を図つてゆきたい。

注

(1) 興正寺一九末寺(二)。

(2) これと同じまとまりをなす史料が、西本願寺文書「長門清光寺」(興正寺二〇末寺(二))にも含まれている。

(3) 「長州清光寺一件」二八。

(4) 平田厚志「幕末防長二州「真宗一派風儀改正」運動——主に『改正諭言』を通して」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』二二、一九八三年)。

(5) 笠原一男編『日本における政治と宗教』(吉川弘文館、一九七四年)。

(6) 豊田「近世的寺院形態の諸特徴」(『仏教』一・五、全日本真理運動本部、一九三五年)四六頁、同『改訂 日本宗教制度史の研究』(第一書房、一九七三年。初版一九三八年)二八頁。

(7) 森岡『真宗教團と「家」制度』(創文社、一九六二年)二四一～二八一頁他。

(8) 清文堂出版、一九七一年。

(9) 大桑「真宗教團の近世的構造」(藤島達朗・宮崎圓遵編『日本淨土教史の研究』平楽寺書店、一九六九年)、同『寺檀の思想』(教育社歴史新書、一九七九年)一一三～一二七頁、同「幕藩制國家の仏教統制——新寺禁止令をめぐって」(圭室文雄・大桑編『近世仏教の諸問題』雄山閣出版、一九七九年)。

(10) 「毛利家文庫」一二一四七。

(11) 『慶親公中将御昇進一件』(『毛利家文庫』四・四八・四九)。

(12) それぞれ二七¹²・二七¹³。

(13) この点、九番須佐組では法雲寺が差出だが捺印はない。また二一番常元寺は印判でなく花押を押している。二九番田布施組では法雲寺無住につき浄円寺が院代として法雲寺の

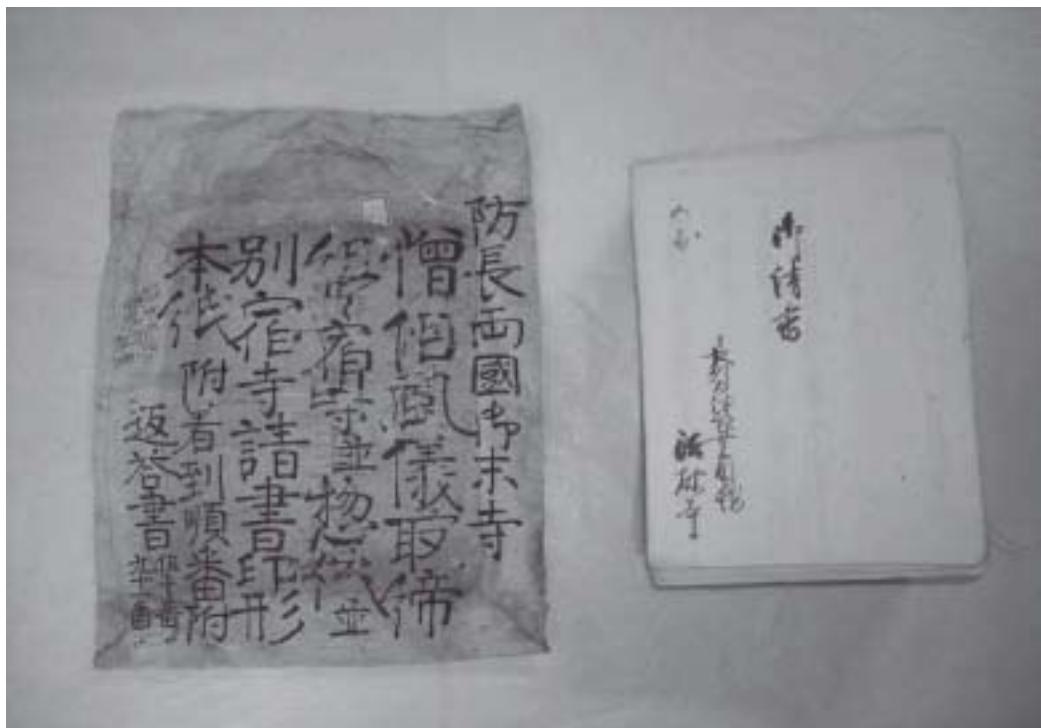
- (16) 無住につき同組万徳寺が院代として捺印、同組正福寺坊)無住につき同組万徳寺が院代として捺印している。加えて九〇番三瀬川組の差出部分には、「周防玖珂郡山代三瀬川淨円寺／宿坊無住ニ付／院代／西蓮寺(印)」とあり、差出・捺印とも西蓮寺が代行している。一方、八三一一番長府領法中の光明寺は無住のため印形がない。八四番善照寺は差出欄ではなく表紙に捺印している。八五番西慶寺は表紙に捺印しており、本文に差出欄がない。
- (17) 六番は「御本山御役人様」宛。一一番は「御本山御出役人様」宛。四五番は「御本山御年寄衆中様」宛。五二、五三、六一～八二、九一番は「御本山御年寄衆中」宛。八四番は「御出役松井中務様」宛。
- (18) それ以外のものを以下に注記すると、二四番は安政七年三月一七日付、二九・四四・四七・五〇・五二・五四・五六・八九番は安政七年閏三月付、五九番は万延元年(一八六〇)閏三月付、五七番は万延元年四月付、一四・一七・二二・三八・四二番は年月日なし。なお、安政七年三月の一八日に万延改元。
- (19) 二番は堅紙と切紙を継いでいる。六番と一九番は堅紙。二七、三六・三九、五一番は堅紙を継いでいる。一方、五二番は学林懸籍を書き上げた堅帳に、堅紙の請書を貼り継いでいる。また六一～八二番は、折紙の学林懸籍書上と、堅紙を継いだ請書とを合綴している。
- (20) (万延元年)閏三月二〇日付西善寺蒙恩書状(「長州清光寺
- (21) その他、各請書の特徴について、細かな点にわたるが補足しておく。二番三見組は、請書で三ヶ寺とも捺印し、学林懸籍者書上で三ヶ寺とも加判している。三番玉江組分は差出欄がなく、合冊された二冊(学林懸籍者書上が別冊)とも表紙に宿坊光山寺と明記されている。一七番船木組・四二番吉田組も差出・印形がない。これらのように印形のない請書がある理由については不明である。一方、八番小川組分では海雲の請印がなく、祖觀の学籍記載がない。また一六番絵堂組では、請書と学林懸籍請書を合冊しており、後者で懸籍僧を出して明樂寺・正岸寺・真教寺・光明寺が花押を押している。二三番神田組では、差出欄で善光寺と連署している法船寺に役職が記されていないが、共に組頭だろう。同組は、申(安政七年)三月付で三季冥加の請書を別途提出している(「長州清光寺一件」二七⑥)。三五番井上組分では、学林懸籍の書上において無住の吉祥寺を除く各寺が、該当箇所に捺印している。
- (うえの・だいすけ 日本学術振興会特別研究員・二〇一〇年度本願寺史料研究所研究生)

(18) 二七③。
「件」二七⑦)。

(19) 『興正寺清光寺由緒古来之御記録』(「毛利家文庫」一二一八)等。

(20) 例えば、組合ごとに提出された代替わり誓詞からも窺うことができるとができる。

【「長州清光寺一件」二八 袋と請書】



【編集後記】

三月十一日の地震の時は、本研究所でパソコンに向かっていました。図書館半地階の研究所の窓枠が金属音を発し、続いてブランディングが揺れて窓枠にぶつかる音、そして自分の体調が悪く目眩だと錯覚するほどの波長の長い揺れ。帰宅途中の京都駅の異様な雰囲気。帰宅後は、津波・原発事故のテレビ・ニュースに釘付け状態でした。

しかしこのところ、テレビの報道時間も新聞の報道面積も当初と比較して少なくなり、日常生活に取り紛れるなかで、原発事故も少しずつは沈静化に向かい、震災・津波の被災地も一歩とはいわず半歩ずつでも、復興に向かっているのだろうなどと、気持ちを緩めている自分に気付くことがあります。根拠のない錯覚にすぎないことは自覚しています。復興・沈静化に向かって欲しいという願望と、京都に生まれ育った私の心理的な距離の仕業でしょうか。これが若狭湾だつたらと想像をすれば、「安全と思いたい」という願望と「事実としての安全」を混同できないことなど、すぐ頭に浮かぶはずです。そんな自己の不明を恥ずかしく思うのですが、買い物するたびに一円玉の釣り銭をレジ横の募金箱に入れずに、財布に入ってしまったときの、「なんとはなしの後ろめたしさ」にも慣れが生まれてしまつていてることも事実です。

阪神・淡路大地震に神戸大学の精神科医として遭遇された中井久夫氏の震災体験報告が二冊、緊急復刊され、元本を二冊とも持っているはずにも関わらず購入しました。私にとって中井氏の文章は、二十歳代の頃に偶然出逢つて以来、その行間が色々な面で「治療的」な意味を持つてきました。それは今も同じです。摩耗した感性を幾分なりとも取り戻すためにすぐに二冊とも読みました。若い頃のように、初心な気持ちで、中井氏の文体や行間から立ちのぼる「何か」を吸収するというわけにはゆきませんが、やはり読んで良かった。私にとつて久方ぶりに、読むべき時に、読むべき本に出会い、読むことが出来たという、充実した読書でした。

四〇号の編集後記での予告通り、時間が掛かりました。しかし、内容は近世に遡らすことができました。次号も懐かながら、姿が見えつつあります。本年度は2回は刊行できそうです。(歩弥紡)